

2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

2023年3月31日まで

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

2023年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※中小企業に該当するかは、「資本金の額または出資の総額が5,000万円以下」または「常時使用する労働者数100人以下」を満たすかどうかで判断されます。(サービス業の場合)

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

※法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。右記QRコードの「モデル就業規則」も参考にしてください。



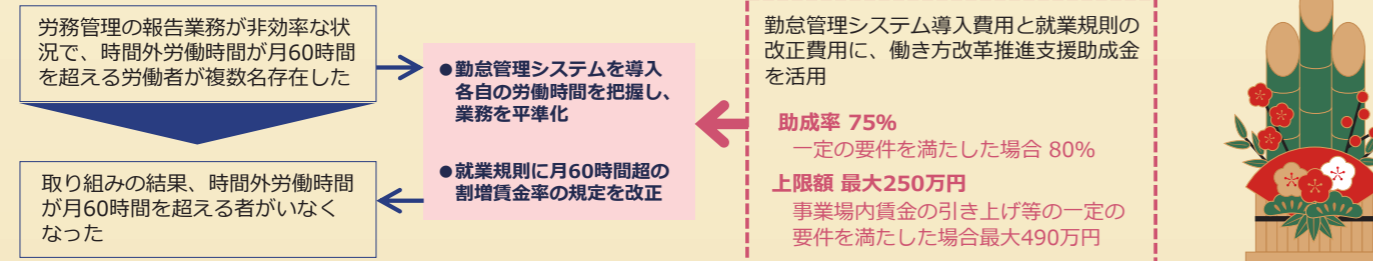
助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	愛知労働局 雇用環境・均等部企画課 TEL 052-857-0313	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	コールセンター TEL 0120-366-440	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成	

働き方改革推進支援助成金の活用方法(例)

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

【活用例】



お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
(受託：公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中

右のQRコードを
読み取ってください。
<https://aichi-medsc.or.jp>



いきサポ愛知

第29号 2023.JAN

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
(受託：公益社団法人愛知県医師会)

「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」が公開されました!

令和6年4月以降の長時間労働医師への面接指導に関するウェブサイト「医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ」が公開されましたのでご案内いたします。

このウェブサイトは、令和6年4月以降の長時間労働医師への面接指導において、面接指導実施医師が業務を行うために必要とされるオンライン講習(eラーニング)が提供されるほか、この面接指導に関する様々な情報が発信されます。

医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ
URL <https://ishimensetsu.mhlw.go.jp>



講習会受講について

面接指導実施医師養成講習会は、全てオンラインで受講することができます。講習会は無料で、医師免許を有する者であれば受講することができます。カリキュラム動画を全章視聴するほか、確認テストに全問正解することで、修了証が発行されます。

〈講習会の流れ〉

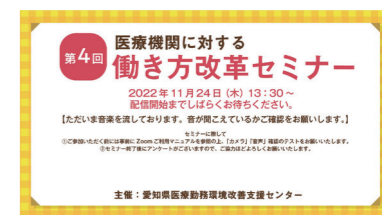


本講習会を受講した医師は、面接指導実施医師養成講習会にウェブブラウザ上で入り、アカウントを作成します。アカウントの作成には、医師免許に記載の氏名、生年月日、医籍番号、医籍登録年月日のほか、性別、電話番号、メールアドレスなどの入力が必要になります。講習会運営事務局が、修了証の発行のために、その医師の医師免許情報が「医師等資格確認検索システム」に登録されているか確認を行います。医師免許情報が「医師等資格確認検索システム」に登録されていない場合は、講習会を受講し終わっても修了証が発行されませんので、「医師等資格確認検索システム」への医師免許情報の登録を先に行ってください(「医師等資格確認検索システム」への登録には数週間かかることがあります)。

第4回医療機関に対する働き方改革セミナーを開催しました!

●日時：令和4年11月24日(木) 13:30~16:00 ●開催方式：Zoomによるオンラインセミナー

- 講演内容
- ①「医師業務フローで整理した、負担軽減のとりくみ」
講師：社会医療法人宏潤会統括本部事務部 主幹 佐村 渉
- ②「基本的な労働時間管理と医療機関における宿日直許可基準について」
講師：愛知労働局労働基準部監督課 監察監督官 佐野 晃
- ③「医療機関勤務環境評価センターの評価の流れと受審手続きについて」
講師：公益社団法人日本医師会 医師の働き方改革推進室 室長 久野 元意
- ④「愛知県への指定申請についてー特定労務管理対象機関(B・連携B・C-1・C-2水準)の指定に係る手続きの流れー」
講師：愛知県保健医療局健康医務部医務課 地域医療支援室医師確保推進グループ



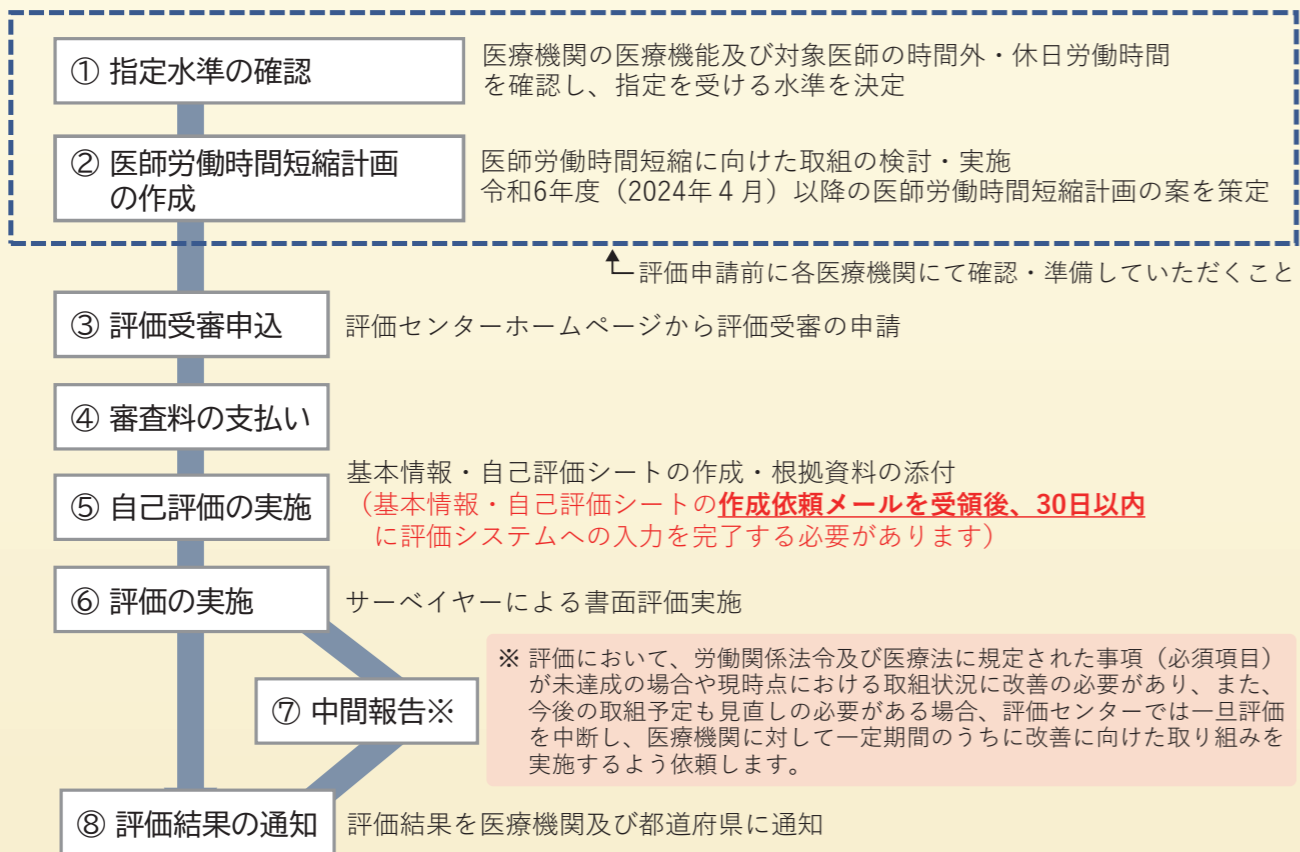
医療機関勤務環境評価センター[※]への受審について ※以下、「評価センター」

【Point !】

- ① 評価センターへ評価受審申込をすると、評価センターより評価受審用資料作成依頼及び審査料の請求書がメールで届きます。
- ② 審査料はメールを受信した翌月末までに支払うこととなります。
- ③ 審査資料は、基本情報シート、自己評価シート、根拠資料となります。

- ④ 審査資料（基本情報・自己評価シート等）の作成は**作成依頼メール受信後30日以内**に評価システムへの入力が必要です。
- ⑤ 中間報告の再評価申請の期間は通知を受けた日から**90日以内**となっています。
- ⑥ 評価センターへの申請から評価結果通知までは4カ月程度の期間がかかることとされています。愛知県への指定申請も2カ月程度の期間が必要となりますので、2024年4月に指定を受ける予定の医療機関におかれましては、**2023年夏前までに評価センターへ受審申込をする必要があります。**

1. 評価センターの評価受審申込から評価結果通知までの流れ



2. 評価受審申込

評価受審申請は、評価センターのホームページから行います。

URL <https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

ホームページの「ホーム」画面から「評価受審手続きについて」アイコンをクリックします。



3. 基本情報シートの作成

「基本情報・自己評価シート」ファイルの「基本情報」シートを作成します。

各項目に対する回答を「入力欄」に記載してください。

Check !

Googleアカウントから評価システムにログインする場合、「基本情報・自己評価シート」ファイルはダウンロードせず、ブラウザで開いて編集してください。**ダウンロードして編集を行った場合、評価申請処理が行えなくなります。**

No.	項目	入力欄
1	医療機関名(届出名称)	テストクリニック
2	病院長名	テスト 太郎
3	住所(郵便番号)	103-0001
4	住所	北海道XX市XX町2-1-4
5	代表電話番号	080-0000-0000
6	代表FAX番号	
7	保険医療機関コード(10桁)	0123456789
8	許可病床数(内訳:一般)	2
9	許可病床数(内訳:精神)	3

担当部署・連絡先等			
33	労務管理統括部署		
34	労務管理責任者		
35	労務管理担当者		
36	労務管理担当者電話番号		
37	労務管理担当者E-mailアドレス		
38	評価受審用E-mailアドレス (Gmailアドレス) ※		

※Gmailが使用できない医療機関についてはご登録いただいたE-mailアドレス

4. 自己評価シートの作成

「基本情報・自己評価シート」ファイルの「自己評価」シートを作成します。「自己評価」欄には、評価項目ごとの達成状況に応じて自己評価を選択します。

【自己評価の主な選択肢の例】

- 達成している [○]
→ 評価項目の内容を実施している、達成している場合
- 現時点では達成していないが、具体的な実施時期を定め、取り組むことを医師労働時間短縮計画に記載している [○]
→ 医師労働時間短縮計画の案に具体的な目標や実施時期等が記載している場合
- 未達成 [×]
→ 現時点では評価項目の内容を達成できていない又は未実施の場合

※ [必須項目] は達成していなければ申請することができません
 ※ 一部の評価項目では選択肢の内容が異なるものがあります
 ※ 「自己評価」欄は必ずプルダウンメニューから評価を選択してください

医療機関勤務環境評価センター自己評価シート

医療機関コード

医療機関名

医師労働時間短縮計画

評価申請 資料リンク取得

項目番号	項目	必須項目	自己評価	取組状況	提出資料名	資料の該当箇所	資料なし
1	労務管理に関する責任者を置き、かつ責任の所在とその役割を明確に示している	●	1		1		
			2		2		
			3		3		
			4		4		
			5		5		
2	労務管理に関する事務の統括部署が明確に存在する	●	1		1		
			2		2		
			3		3		
			4		4		
			5		5		
3	医師の自己認識の労働時間短縮意向が明確に示されている	●	1		1		
			2		2		
			3		3		
85	医療機関対象医師に対する面接指導の実施状況	●	1		1		
			2		2		
			3		3		
			4		4		
86	月の時間外・休日労働が10時間を超えた医師に対する措置の実施状況	●	1		1		
			2		2		
87	年に1回は患者満足度調査並びに日本水準、連携日本水準及びIC水準調制度からの調査結果を策定し、患者満足度と勤務へのモチベーション、業務継続性向上に関する患者満足度等の内容について、情報を収集している	●	1		1		
			2		2		
88	年に1回は患者満足度調査又は患者からの意見収集を実施し、患者の意見の低下や改善事項の課題と対応する内容について、情報を収集している	●	1		1		
			2		2		

自己評価の選択肢は、プルダウンメニューで「達成している」「現時点では達成していないが…」 「未達成」と表示されます。

